

岩手県告示第490号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成26年6月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社つぐるカンパニー	盛岡市東仙北一丁目2番51号	リハビリの里たきざわ	岩手郡滝沢村鶴飼字諸葛川16番地19	滝沢市鶴飼諸葛川16番地19	平成26年1月1日

2 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社ハート・サポートセンター	岩手郡滝沢村滝沢字牧野林908番地2	ハート・ケアプランセンター	岩手郡滝沢村鶴飼字笹森105番地	岩手郡滝沢村滝沢字室小路146番地7	平成25年12月15日
社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	盛岡市高松三丁目7番33号	みたけの郷指定居宅介護支援事業所	岩手郡滝沢村滝沢字穴口203番地4	滝沢市穴口203番地4	平成26年1月1日

3 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社つぐるカンパニー	盛岡市東仙北一丁目2番51号	リハビリの里たきざわ	岩手郡滝沢村鶴飼字諸葛川16番地19	滝沢市鶴飼諸葛川16番地19	平成26年1月1日